

■自己資本比率規制（「3つの柱」）

この自己資本の充実の状況等の開示は、信用金庫法施行規則第132条第1項第5号二（連結は同規則第133条第1項第3号ハ）の規定に基づくものです。

自己資本比率規制については、次の「3つの柱」から構成されています。

第1の柱 最低所要自己資本比率

第1の柱は、金融機関が保有するリスクに対して求められる最低所要自己資本比率を定めたものです。国内業務のみを取り扱う信用金庫は、最低所要自己資本比率4%以上の確保が求められています。

第2の柱 金融機関の自己管理と監督上の検証

第2の柱では、銀行勘定の金利リスクや信用集中リスクなど第1の柱の対象となっていないリスクも含め、金融機関自らがリスクを適切に管理しリスクに見合う適正な自己資本を維持するという「自己管理型」の取組みが求められています。また、金融当局においても、各金融機関が創意工夫したリスク管理の方法について検証・評価を行い、必要に応じて適切な監督上の措置を講ずること等が求められています。

第3の柱 市場規律

第3の柱では、情報開示を通じて市場規律の実効性を高めるため、自己資本比率とその内訳、各リスクのリスク量とその計算方法等についての開示が求められています。外部評価を通じて規律を働きかせ、金融機関の健全な経営を促すことが期待されています。

■自己資本管理方針

当金庫が高い健全性を維持し、経営戦略を実現していくためには、収益とリスクのバランスを保ち、十分な自己資本を積み上げていく必要があります。この自己資本の充実を図るために、自己資本充実に関する施策の実施、自己資本の充実度の評価、正確な自己資本比率の算定による自己資本管理態勢を整備し、強固な経営体質・経営基盤の構築により事業の継続性を確保していきます。

■自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、コア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目額を控除したもので構成されています。自己資本額の調達は、内部留保による資本の積み上げのほか、地域のお客さまからお預かりしている出資金によるものです。

■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度については、主に自己資本比率によって評価しています。当金庫の自己資本比率は国内基準（4%）を上回る高い水準を毎期維持しており、経営の健全性・安定性を十分に保っています。

また、当金庫では、統合的リスク管理の基盤的な管理プロセスとして「リスク資本配賦」を実施しています。自己資本を配賦原資として、各リスクの使用状況のモニタリングやストレス・シナリオによる影響度を通じ自己資本の充実度の評価を行っています。

今後も経営計画に基づく業務推進を通じて毎期得られる利益により、自己資本の積み上げを図っていきます。

■信用リスク管理の方針及び手続きの概要等

当金庫では、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジット・ポリシー」を制定し、広く役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。信用リスクの評価については、総合信用格付制度を導入しています。そして、2ファクター・マートンモデルを活用して、信用リスクを計量化しています。信用リスク管理の状況については、ALM会議等で経営陣に報告する態勢を整備しています。貸倒引当金については、「自己査定事務取扱要領」や「償却・引当事務取扱要領」に則り、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率から算出した予想損失率を基に算定しています。算定結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、S&Pグローバル・レーティング（S&P）の4つの機関を採用しています。なお、エクスポートジャーナーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫は、リスク管理の観点から取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失（信用リスク）を軽減するため、必要に応じて不動産等担保や信用保証協会等保証による保全措置を講じています。

ただし、これはあくまでも補完的措置であり、財務内容、キャッシュ・フローの見通し、資金使途、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から検討を行い、保全措置の必要の有無を判断しています。担保や保証が必要な場合は、お客さまに対する十分な説明によりご理解をいただいたうえでご契約をいただくなど、適切な対応に努めています。

担保や保証の手続きについては、当金庫の定める「事務取扱規程・事務取扱要領」ならびに「不動産等担保評価事務取扱要領」等に則り、適切な事務取扱いおよび適正な評価・管理を行っています。

お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において預金相殺等を行う場合がありますが、当金庫が定める「信用金庫取引約定書」、「事務取扱要領」等により適切な取扱いに努めています。

当金庫が使用する信用リスク削減手法には次の3つがあります。

①適格金融資産担保として、自金庫定期性預金（定期預金・定期積金）

②保証として、国、政府関係機関、日本国政府保証と同様の信用度を持つ地方公共団体の保証ならびに適格格付機関よりダブルAマイナスの格付を取得している一般社団法人しんきん保証基金の保証

③その他未担保自金庫定期性預金（定期預金・定期積金）

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポートジャーナーの種類に偏ることなく分散されています。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

市場リスクへの対応としては、派生商品取引により受けるリスクと保有する資産・負債が受けるリスクが相殺される形で管理しています。また信用リスクへの対応として、お客さまとの取引については総与信取引における保全枠との一体管理により与信判断を行うことでリスクを限定しており、適切な保全措置を講じています。そのため派生商品取引に対する個別担保による保全や引当の算定は、特段、行っていません。

有価証券関連取引については、「資金運用管理規程」、「有価証券等運用方針書」で定めた取引相手・投資枠に基づいて適切な運用・管理を行っています。また万一、取引相手に対して担保を追加提供する必要が生じたとしても提供可能な資産を十分保有しており、影響は限定的です。

以上により派生商品取引に係る市場リスクおよび信用リスク、双方とも適切なリスク管理に努めています。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

なお、当金庫では、総体としてのリスク許容限度内で配賦されたリスク資本による統合的リスク管理を行っています。

■証券化エクスポートジャーナーに関するリスク管理の方針及びリスク特性の概要等

証券化エクスポートジャーナーとは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある2つ以上のエクスポートジャーナーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引に係るエクスポートジャーナーをいいます。また、再証券化エクスポートジャーナーとは、証券化エクスポートジャーナーのうち、原資産の一部または全部が証券化エクスポートジャーナーであるものをいいます。

証券化取引における役割は、原資産の保有者であるオリジネーターと、組成された証券を購入する側である投資家に大きく分類されます。当金庫は、オリジネーターとしての証券化エクスポートジャーナーを保有していませんが、資金運用の一環で投資家としての証券化エクスポートジャーナーを保有しています。また、再証券化エクスポートジャーナーを保有していません。

証券化エクスポートジャーナーに係るリスク特性としては、信用リスク、市場リスク、市場流動性リスク等があげられます。当金庫は、「資金運用管理規程」、「有価証券等運用方針書」に投資枠および投資対象格付基準を定め、一定の信用力を有するものを投資対象とするなど、適正な運用・管理を行っています。各種リスクや構造上の特性等については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価、適格格付機関が付与する格付情報等を適時に収集し、分析ならびにモニタリングを行うことにより把握しています。さらに、定期的に財務企画部と経営陣に対し報告を行い、必要に応じてALM会議に諮るなど、適切なリスク管理に努めています。再証券化エクスポートジャーナーについても同様です。

証券化エクスポートジャーナーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式について、当金庫は標準的手法を採用しています。証券化取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っています。種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は、株式会社格付投資情報センター（R&I）、株式会社日本格付研究所（JCR）、ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）、S&Pグローバル・レーティング（S&P）の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っていません。

■オペレーショナル・リスク管理の方針及び手続きの概要等

当金庫は、事務リスク、システムリスク、風評リスク、法務リスク、有形資産リスク、人的リスクなど各種リスクを幅広くオペレーショナル・リスクと認識し、「リスク管理基本方針」を定めるとともに、各種内部管理規程等の整備・充実に努めています。多様化するリスクを特定・識別し、リスクの未然防止と極小化を図るために財務企画部が統括部署となって、各種リスクを一元管理する態勢をとっています。また、各部横断的な委員会等で協議し、必要に応じて理事会等で経営陣に報告する態勢を整備しています。

リスクの計測に関しては、業務粗利益を算出根拠とする「基礎的手法」を採用しています。オペレーショナル・リスク相当額の算定方法については、「自己資本の充実度に関する事項」（33、39ページ）をご参照ください。

■出資等又は株式等エクスポートに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では、非上場株式、子会社・子法人等株式、投資事業組合等への出資金については、当金庫の定める「資金運用管理規程」、「有価証券等運用方針書」等に則り、適正な運用・管理を行っています。リスクの状況については、財務諸表や運用報告書に基に定期的なモニタリングを実施するとともに、必要に応じてALM会議への報告を行うなど適切なリスク管理に努めています。

一方、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価および最大予想損失額（VaR値）によるリスク計測によって把握しており、定期的にALM会議への報告を行うとともに、必要に応じて代表理事会等へ報告する態勢を整備しています。また、株式関連商品への投資は「有価証券等運用方針書」に定める投資枠内の取引に限定するとともに、債券投資のヘッジと位置付け、ポートフォリオ全体のリスク・バランスに配慮した運用を行っています。また、当金庫の定める「資金運用管理規程」、「有価証券等運用方針書」等に則り、厳格な運用・管理を行っています。

なお、これらの取引に係る会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に則り、適正に処理を行っています。

■金利リスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要等

金利リスクとは、保有する資産や負債等の価値（現在価値）や、貸出金や借入金の金利差などから得られる将来収益（金利収益）が変動するリスクをいいます。

当金庫では、すべての金利感応資産・負債を管理対象として、重要性を踏まえて金利リスクを計測しています。これら金利リスクの計測については、 ΔEVE （金利変動に伴う経済価値の変化量）、 ΔNII （金利変動に伴う純金利収入の変化量）、VaR（バリュー・アット・リスク）、BPV（ベース・ポイント・バリュー）といった金利リスク指標を月次（前月末基準）で計測しています。計測されたリスクは、月次のALM会議において協議・検討され、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

金利リスクの算定手法の概要

銀行勘定の金利リスクは、保有する資産や負債等の将来キャッシュ・フローを推定し計測しています。そのうち、流動性預金（当座預金や普通預金等預金者の要求によって隨時払い出される預金）の満期の認識や、住宅ローンの期限前返済および定期預金の早期解約の推定によって、金利リスクが大きく変動することがあります。それらの商品のリスク計測時の主な前提是、以下のとおりです。

流動性預金の満期の前提

金融庁の定める保守的な前提を採用しており、流動性預金のうち一定額（①過去5年の最低残高、②過去5年の最大流出額を現残高から差し引いた残高、③現残高の50%相当額、以上①～③のうち最小の額を上限）をコア預金と認識し、0～5年の期間に均等に振り分け（平均満期2.5年）ています。流動性預金全体の満期については、平均満期が1.243年、最長4.917年の取引として金利リスクを計測しています。

住宅ローンの期限前返済及び定期預金の早期解約の前提

住宅ローンの期限前返済および定期預金の早期解約については考慮していません。

複数の通貨の集計方法及びその前提

通貨別に算出した金利リスクのうち、正值となる通貨のみを単純合算しています。また、重要性の観点より、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して、金利リスクを算出しています。

スプレッドに関する前提

スプレッドおよびその変動は考慮していません。

内部モデルの使用等、 ΔEVE 及び ΔNII に重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用していません。

ΔNII の算定にあたっては、商品ごとに一定の市場追随率等を考慮しています。

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する事項

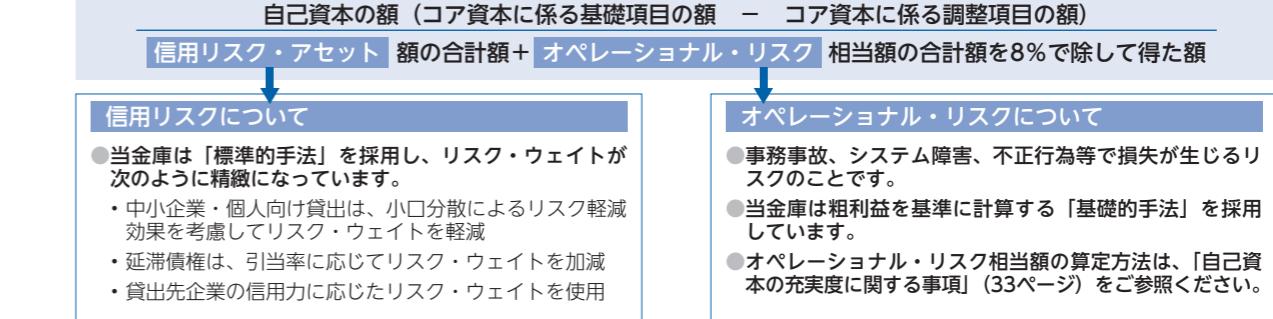
(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	98,020	100,053
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,743	1,702
うち、利益剰余金の額	96,325	98,393
うち、外部流出予定額（△）	34	33
うち、上記以外に該当するものの額	△ 14	△ 8
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,494	1,612
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,494	1,612
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	99,515
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	628	2,219
うち、のれんに係るもの	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	628	2,219
繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	628
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ))	(ハ)	98,886
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	890,958	921,321
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,457	△ 909
うち、他の金融機関等向けエクスポート	△ 1,457	△ 909
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	43,787	44,096
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	934,745
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二))	10.57%	10.30%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しています。

なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しています。

自己資本比率算定方法の概要



■定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	890,958	35,638	921,321	36,852
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	883,053	35,322	911,400	36,456
ソブリン向け	10,115	404	9,402	376
金融機関向け	98,219	3,928	93,891	3,755
法人等向け	200,305	8,012	225,696	9,027
中小企業等・個人向け	135,446	5,417	134,399	5,375
抵当権付住宅ローン	41,159	1,646	35,593	1,423
不動産取得等事業向け	245,476	9,819	260,733	10,429
三月以上延滞等	766	30	389	15
取立て済手形	98	3	117	4
信用保証協会等による保証付	9,725	389	11,124	444
出資等	22,419	896	23,227	929
上記以外	119,317	4,772	116,822	4,672
②他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	63,158	2,526	60,207	2,408
③信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	8,232	329	8,232	329
④特定項目のうち調整項目に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	10,640	425	12,083	483
⑤総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5パーセント基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	1,200	48
⑥上記以外のエクspoージャー	37,287	1,491	35,100	1,404
⑦証券化エクspoージャー	—	—	—	—
⑧リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	9,357	374	10,802	432
⑨ロック・スルーワ方式	9,357	374	10,802	432
⑩経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑪他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,457	△ 58	△ 909	△ 36
⑫CVAリスク相当額を8%で除して得た額	4	0	26	1
⑬中央清算機関連エクspoージャー	0	0	0	0
口. オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	43,787	1,751	44,096	1,763
八. 単体総所要自己資本額（イ+口）	934,745	37,389	965,417	38,616

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、地方公共団体金融機構、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。
 5. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーションナル・リスク相当額を算定しています。 (オペレーションナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

6. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
 2. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクspoージャーです。
 具体的には、現金、投資信託、固定資産等が含まれます。
 4. CVAリスク及び中央清算機関連エクspoージャーは含まれていません。

2. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー及び証券化エクspoージャーを除く）

(1) 信用リスクに関するエクspoージャー及び主な種類別の期末残高【地域別・業種別・残存期間別】

(単位：百万円)

エクspoージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクspoージャー期末残高								三月以上延滞 エクspoージャー	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				債券		デリバティブ取引			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
国内	2,459,267	2,143,006	1,298,618	1,176,709	389,960	377,436	8	116	1,521 1,093	
国外	42,091	31,733	—	—	41,325	30,903	—	—	—	
地域別合計	2,501,358	2,174,739	1,298,618	1,176,709	431,286	408,340	8	116	1,521 1,093	
製造業	125,551	133,791	107,621	111,638	14,158	19,051	—	—	118 16	
農業	1,470	1,630	1,469	1,630	—	—	—	—	—	
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
漁業	16	27	16	27	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	126	115	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	182,359	191,630	181,362	189,932	774	1,500	—	—	9 16	
電気・ガス・熱供給・水道業	15,567	21,776	189	126	15,100	21,372	—	—	—	
情報通信業	10,851	11,966	7,766	8,148	2,598	3,289	—	—	—	
運輸業、郵便業	55,522	63,288	40,406	43,824	13,566	18,291	—	—	—	
卸売業	79,652	83,974	77,556	81,650	1,763	1,943	1	8	7 145	
小売業	44,508	46,303	39,791	42,748	4,321	3,316	—	—	160 0	
金融業、保険業	543,519	524,191	7,162	9,399	60,246	58,468	6	10	—	
不動産業	274,203	290,202	265,841	280,345	8,072	9,535	—	—	830 506	
物品貿易業	16,072	13,908	8,179	7,747	7,871	6,139	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	1,271	1,423	1,271	1,423	—	—	—	—	—	
宿泊業	10,787	10,589	10,782	10,582	—	—	—	—	318 313	
飲食業	26,871	27,628	26,663	27,420	200	200	—	—	—	
生活関連サービス業、娯楽業	11,332	11,854	10,986	11,508	300	300	—	—	—	
教育、学習支援業	6,165	6,121	6,162	6,118	—	—	—	—	—	
医療、福祉	25,700	26,873	25,695	26,869	—	—	—	—	—	
その他のサービス	79,403	82,601	79,217	82,322	—	120	—	—	46 7	
国・地方公共団体等	731,224	368,755	204,357	40,613	302,311	264,809	—	98	—	
個人(住宅・消費・納税資金等)	196,376	192,801	196,015	192,541	—	—	—	—	29 87	
その他	62,802	63,283	99	91	—	—	—	—	0 —	
業種別合計	2,501,358	2,174,739	1,298,618	1,176,709	431,286	408,340	8	116	1,521 1,093	
1年以下	768,855	436,534	283,192	141,131	56,596	22,529	8	18	—	
1年超3年以下	374,171	333,109	68,878	64,581	53,293	44,528	—	—	—	
3年超5年以下	115,145	139,615	82,979	92,206	32,129	47,279	—	98	—	
5年超7年以下	105,694	113,362	76,173	75,881	29,496</td					

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高					
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
国内	2,720	2,646	2,646	3,079	209	187	2,510	2,459	2,646	3,079	0	
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
地域別合計	2,720	2,646	2,646	3,079	209	187	2,510	2,459	2,646	3,079	0	
製造業	386	403	403	348	3	—	382	403	403	348	—	
農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
建設業	64	56	56	71	8	3	55	53	56	71	—	
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
情報通信業	7	7	7	6	—	—	7	7	7	6	—	
運輸業、郵便業	7	8	8	5	—	—	7	8	8	5	—	
卸売業	330	315	315	265	22	—	308	315	315	265	0	
小売業	438	554	554	359	18	161	420	392	554	359	—	
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
不動産業	904	803	803	1,526	113	—	790	803	803	1,526	—	
物品貯蔵業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
学術研究、専門・技術サービス業	0	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
飲食業	371	328	328	326	—	—	371	328	328	326	0	
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
医療、福祉	31	30	30	30	—	—	31	30	30	30	—	
その他のサービス	62	65	65	56	14	22	48	42	65	56	—	
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	
個人（住宅、消費、納税資金等）	113	72	72	81	28	—	85	72	72	81	—	
合計	2,720	2,646	2,646	3,079	209	187	2,510	2,459	2,646	3,079	0	

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

告示で定める リスク・ウェイト 区分（%）	エクspoージャーの額				(単位：百万円)	
	令和3年度		令和4年度			
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし		
0%	—	897,940	—	527,916		
10%	—	191,096	—	198,267		
20%	508,107	4,174	554,723	4,818		
35%	—	117,645	—	88,498		
50%	84,986	2,951	61,099	954		
75%	—	164,717	—	176,742		
100%	8,948	492,060	7,295	525,050		
150%	—	366	300	966		
200%	—	—	—	—		
250%	—	28,363	—	28,103		
1,250%	—	—	—	—		
その他	—	—	—	—		
合計	602,042	1,899,315	623,419	1,551,319		

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクspoージャーは含まれていません。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ		(単位：百万円)
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	
		オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー		8,119	6,264	73,328	82,728	—	—	
①ソブリン向け		—	—	34,091	17,907	—	—	
②金融機関向け		—	—	—	—	—	—	
③法人等向け		4,555	3,036	259	259	—	—	
④中小企業等・個人向け		1,715	1,435	35,585	37,693	—	—	
⑤抵当権付住宅ローン		—	—	—	23,159	—	—	
⑥不動産取得等事業向け		1,440	1,537	1,058	1,029	—	—	
⑦3月以上延滞等		—	—	—	—	—	—	
⑧上記以外		408	255	2,332	2,678	—	—	

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位：百万円)

与信相当額の算出に用いる方式	令和3年度		令和4年度	
	カレントエクspoージャー方式			
	6	10		
グロス再構築コストの額の合計額				
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額				

	担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を勘案した後の与信相当額	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
①派生商品取引合計	8	116	8	116
(i) 外国為替関連取引	8	18	8	18
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴				

6. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で時価のないもの等
		取得原価	貸借対照表計上額	評価差額	うち益	うち損	貸借対照表計上額
上場株式	令和3年度	7,347	11,824	4,476	4,552	76	—
	令和4年度	6,300	10,487	4,186	4,207	21	—
非上場株式	令和3年度	—	—	—	—	—	417
	令和4年度	—	—	—	—	—	417
その他	令和3年度	14,512	17,691	3,178	3,206	28	7,642
	令和4年度	16,287	18,771	2,484	2,701	217	7,638
合計	令和3年度	21,860	29,515	7,655	7,759	104	8,059
	令和4年度	22,588	29,258	6,670	6,909	239	8,056

(注) 1. その他有価証券で時価のあるものの「その他」は、上場投資信託及び上場優先出資証券です。

2. その他有価証券で時価のないもの等の「その他」は、信金中金出資金、投資事業有限責任組合出資持分等です。

(2) 子会社等株式の貸借対照表計上額等

		貸借対照表計上額	時価	評価差額	うち益	うち損	(単位：百万円)
子会社・子法人等株式	令和3年度	49	—	—	—	—	
	令和4年度	39	—	—	—	—	

(注) 子会社・子法人等株式で時価のあるものはありません。

(3) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

		売却額	売却益	売却損	株式等償却	(単位：百万円)
出資等エクスポージャー	令和3年度	1,404	216	67	—	
	令和4年度	4,119	918	27	—	

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

		令和3年度	令和4年度
ロック・スルー方式を適用するエクスポージャー		29,028	29,969
マンデート方式を適用するエクspoージャー		—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー		—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー		—	—
フォールバック方式(1,250%)を適用するエクspoージャー		—	—

8. 金利リスクに関する事項

項目番号	IRRBB1：金利リスク				(単位：百万円)
	イ	ロ	ハ	ニ	
	△EVE		△NII		
1 上方パラレルシフト	42,246	43,731	3,458	3,569	
2 下方パラレルシフト	0	0	4,041	3,766	
3 スティーブ化	36,378	35,918			
4 フラット化					
5 短期金利上昇					
6 短期金利低下					
7 最大値	42,246	43,731	4,041	3,766	
	ホ	ハ			
8 自己資本の額		99,445		98,886	
	当期末	前期末			

(注) 1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的開示事項」の項目に記載しています。

2. △EVE(最大値)について、市場金利上昇にともなう有価証券運用の減少を主因に、前事業年度と比較して減少しています。

3. △NII(最大値)について、運用サイドの平均残存期間短期化を主因に、前事業年度と比較してわずかに増加しています。

4. 当期の重要性テスト(△EVE／自己資本の額)の結果は、監督上の基準である20%を超過していますが、内部管理上、全体の金利リスクをVaRにより計測を行っており、信用リスクやその他リスクと共に、資本配賦運営の枠組みの中で、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるように管理しています。

■自己資本の構成に関する開示事項

自己資本の構成に関する事項

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	98,825	100,753
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,743	1,702
うち、利益剰余金の額	97,131	99,095
うち、外部流出予定額(△)	35	35
うち、上記以外に該当するものの額	△ 14	△ 8
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るもの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	1,516	1,633
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	1,516	1,633
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	100,341	102,386
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの)の額の合計額	629	2,220
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	629	2,220
繰延税金資産(一時差異に係るもの)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (口)	629	2,220
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (口)) (ハ)	99,712	100,166
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	892,288	922,829
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,457	△ 909
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,457	△ 909
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	43,731	44,041
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーションナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	936,020	966,871
連結自己資本比率 ((ハ) / (二))	10.65%	10.35%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)に基づき算出しています。

なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しています。

■定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	892,288	35,691	922,829	36,913
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポート	884,384	35,375	912,909	36,516
ソブリン向け	10,115	404	9,402	376
金融機関向け	98,239	3,929	93,909	3,756
法人等向け	199,989	7,999	225,819	9,032
中小企業等・個人向け	136,934	5,477	135,625	5,425
抵当権付住宅ローン	41,159	1,646	35,593	1,423
不動産取得等事業向け	245,565	9,822	260,787	10,431
三月以上延滞等	766	30	389	15
取立て済手形	98	3	117	4
信用保証協会等による保証付	9,725	389	11,124	444
出資等	22,371	894	23,188	927
上記以外	119,416	4,776	116,949	4,677
②他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポート	63,158	2,526	60,207	2,408
③信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポート	8,232	329	8,232	329
④特定項目のうち調整項目に算入されなかった部分に係るエクスポート	10,675	427	12,117	484
⑤総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポート	—	—	1,200	48
⑥上記以外のエクスポート	37,350	1,494	35,192	1,407
⑦証券化エクスポート	—	—	—	—
⑧リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート	9,357	374	10,802	432
⑨リスク・スルー方式	9,357	374	10,802	432
⑩経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑪他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポートに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,457	△ 58	△ 909	△ 36
⑫CVAリスク相当額を8%で除して得た額	4	0	26	1
⑬中央清算機関連エクスポート	0	0	0	0
口. オペレーションナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	43,731	1,749	44,041	1,761
八. 連結総所要自己資本額（イ+口）	936,020	37,440	966,871	38,674

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%
 2. 「エクスポート」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額のことです。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、地方公共団体金融機構、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会、農業信用基金協会及び漁業信用基金協会のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポートのことです。
 5. 当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーションナル・リスク相当額を算定しています。 (オペレーションナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法)

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

6. 連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

2. 信用リスクに関する事項（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポート及び証券化エクスポートを除く）

(1) 信用リスクに関するエクスポート及び主な種類別の期末残高【地域別・業種別・残存期間別】

(単位：百万円)

エクスポート区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポート期末残高								三月以上延滞 エクスポート	
	貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券		デリバティブ取引		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	
国内	2,461,175	2,144,980	1,296,878	1,175,244	389,960	377,436	8	116	1,521	1,093
国外	42,091	31,733	—	—	41,325	30,903	—	—	—	—
地域別合計	2,503,266	2,176,714	1,296,878	1,175,244	431,286	408,340	8	116	1,521	1,093
製造業	126,319	134,570	107,621	111,638	14,158	19,051	—	—	118	16
農業	1,470	1,630	1,469	1,630	—	—	—	—	—	—
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁業	16	27	16	27	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	126	115	—	—	—	—	—	—	—	—
建設業	182,811	192,151	181,362	189,932	774	1,500	—	—	9	16
電気・ガス・熱供給・水道業	15,567	21,776	189	126	15,100	21,372	—	—	—	—
情報通信業	10,874	11,984	7,766	8,148	2,598	3,289	—	—	—	—
運輸業、郵便業	56,032	63,729	40,406	43,824	13,566	18,291	—	—	—	—
卸売業	79,933	84,239	77,556	81,650	1,763	1,943	1	8	7	145
小売業	44,587	46,372	39,791	42,748	4,321	3,316	—	—	160	0
金融業、保険業	543,623	524,282	7,162	9,399	60,246	58,468	6	10	—	—
不動産業	274,284	290,236	265,841	280,345	8,072	9,535	—	—	830	506
物品貿易業	14,687	12,786	6,439	6,282	7,871	6,139	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1,288	1,442	1,271	1,423	—	—	—	—	—	—
宿泊業	10,834	10,643	10,782	10,582	—	—	—	—	—	—
飲食業	26,909	27,667	26,663	27,420	200	200	—	—	318	313
生活関連サービス業、娯楽業	11,338	11,866	10,986	11,508	300	300	—	—	—	—
教育、学習支援業	6,185	6,152	6,162	6,118	—	—	—	—	—	—
医療、福祉	25,884	26,994	25,695	26,869	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	79,928	83,099	79,217	82,322	—	120	—	—	46	7
国・地方公共団体等	731,224	368,755	204,357	40,613	302,311	264,809	—	98	—	—
個人(住宅・消費・納税資金等)	196,461	192,802	196,015	192,541	—	—	—	—	29	87
その他	62,876	63,386	99	91	—	—	—	—	0	—
業種別合計	2,503,266	2,176,714	1,296,878	1,175,244	431,286	408,340	8	116	1,521	1,093
1年以下	768,017	435,676	282,177	140,106	56,596	22,529	8	18	—	—
1年超3年以下	375,100	334,020	68,483	64,301	53,293	44,528	—	—	—	—
3年超5年以下	116,533	141,123	82,649	92,046	32,129	47,279	—	98	—	—
5年超7年以下	106,006	113,656	76,173	75,881	29,496	36,461	—	—	—	—
7年超10年以下	311,913	313,254	272,370	279,000	39,542	34,254	—	—	—	—
10年超	730,014	746,024	510,402	519,236	208,612	213,787	—	—	—	—
期間の定めのないもの	95,681	92,958	4,621	4,672	11,614	9,500	—	—	—	—
残存期間別合計	2,503,266	2,176,714	1,296,878	1,175,244	431,286	408,340	8	116	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除きます。
 2. 「三月以上延滞エクスポート」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポートのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等及び業種区分に分類することが困難なエクスポートです。
 具体的には、現金、投資信託、固定資産等が含まれます。
 4. CVAリスク及び中央清算機関連エクスポートは含まれていません。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高	
令和3年度	令和4							

自己資本の充実の状況等 定量的開示事項（連結）

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

	個別貸倒引当金												貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高					
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	目的使用	その他	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
国内	2,745	2,671	2,671	3,088	209	187	2,536	2,483	2,671	3,088	0	—		
国外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
地域別合計	2,745	2,671	2,671	3,088	209	187	2,536	2,483	2,671	3,088	0	—		
製造業	396	408	408	353	3	—	392	408	408	353	—	—		
農業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
林業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
建設業	71	61	61	72	8	3	63	58	61	72	—	—		
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
情報通信業	7	7	7	6	—	—	7	7	7	6	—	—		
運輸業、郵便業	11	10	10	6	—	—	11	10	10	6	—	—		
卸売業	331	320	320	265	22	—	309	320	320	265	0	—		
小売業	438	556	556	359	18	161	420	394	556	359	—	—		
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
不動産業	904	804	804	1,526	113	—	790	804	804	1,526	—	—		
物品販賣業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
学術研究、専門・技術サービス業	0	—	—	—	0	—	—	—	—	—	—	—		
宿泊業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
飲食業	373	328	328	326	—	—	373	328	328	326	0	—		
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
医療、福祉	33	32	32	30	—	—	33	32	32	30	—	—		
その他のサービス	62	68	68	58	14	22	48	45	68	58	—	—		
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
個人（住宅、消費、納税資金等）	113	72	72	81	28	—	85	72	72	81	—	—		
合計	2,745	2,671	2,671	3,088	209	187	2,536	2,483	2,671	3,088	0	—		

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区分（%）	エクspoージャーの額					
	令和3年度		令和4年度			
	格付適用あり	格付適用なし	格付適用あり	格付適用なし		
0%	—	897,940	—	—	527,916	
10%	—	191,096	—	—	198,267	
20%	508,107	4,273	554,723	4,905		
35%	—	117,645	—	—	88,498	
50%	84,986	2,951	61,099	954		
75%	—	166,700	—	—	178,377	
100%	8,948	491,872	7,295	525,289		
150%	—	366	300	966		
200%	—	—	—	—		
250%	—	28,377	—	28,117		
1,250%	—	—	—	—		
その他	—	—	—	—		
合計	602,042	1,901,224	623,419	1,553,294		

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクspoージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央清算機関関連エクspoージャーは含まれていません。

3. 信用リスク削減手法に関する事項

連結子会社等には「信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー」はありませんので、単体と同額となります。

4. 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

連結子会社等には「派生商品取引及び長期決済期間取引」はありませんので、単体と同額となります。

5. 証券化エクspoージャーに関する事項

連結子会社等には「証券化エクspoージャー」はありませんので、単体と同額となります。

6. 出資等エクspoージャーに関する事項

(1) 出資等エクspoージャーの貸借対照表計上額等

連結子会社等は「出資等エクspoージャー」を保有していますが、全出資等エクspoージャーに占める割合が僅少であるため、連結の額は記載していません。

(2) 子会社等株式の貸借対照表計上額等

連結では、仕訳の際に相殺していますので、貸借対照表計上額等はありません。

(3) 出資等エクspoージャーの売却及び償却に伴う損益の額

連結子会社等は「出資等エクspoージャー」を保有していますが、売却および償却に伴う損益の額はありません。

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

連結子会社等には「リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー」はありませんので、単体と同額となります。

8. 金利リスクに関する事項

連結子会社等は金利変動感応資産・負債を保有していますが、重要性の観点より、単体と連結の金利リスク量を等しいものと見なしています。連結の自己資本の額については「自己資本の構成に関する事項（連結）」（38ページ）をご参照ください。